

生活者優先時代を実現する 2017年(平成29年) 7月 5日 2203号 毎月5日、15日、25日発行

日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2017

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878
URL:http://www.nc-news.com 昭和46年12月24日第三種郵便物承認

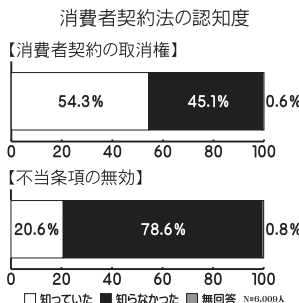
購読料 1年8,400円
半年4,200円

2016年度消費者意識基本調査

消費者契約法の契約取消権

施行後16年で認知度5割

2001年4月に、消費者契約法が施行されて16年一。事業者がうそをついたことで誤認したり、帰ってくれと言っても帰らず困惑して契約した場合などは、店舗販売を含めすべての消費者契約で取り消すことができるが、この契約取消権を知っている人が5割にとどまっていることが6月28日、2016年度の消費者意識基本調査で明らかになった。どんな場合も一切損害賠償に応じないなどの不当な契約条項は無効にできるが、このことを知っている人は2割に過ぎなかった。民法の未成年取消権の認知度は7割近くあるが、10歳代の認知度は5割にとどまっている。昨年10月にスタートした集団的消費者被害回復訴訟制度や、この制度を担う「特定適格消費者団体」を知っている人は、わずか1.6%に過ぎなかった。(相川優子)



設問は「事業者が事実と異なることを告げるなどの不適切な勧誘を行い、それによって消費者が誤認・困惑して契約した場合には、契約を取り消すことができること」を知っているか(上)。「事業者の損害賠償責任をどのような場合でも一切免除するなどの消費者の利益を害する不当な契約条項は、無効となること」を知っているか(下)

消費者が無効にできる不当条項は、①どんな場合も一切損害賠償に応じないとする契約条項に加え、2017年6月3日以降は、②どんな理由があっても、契約後は一切キャンセル・返品はできないとする契約条項が追加された。2001年の施行時から、消費者に一方的に不利な契約条項を無効にできるという一般的な規定があり、該当するかどうか裁判などで判断されてきた。2017年6月3日以降は、この一般規定の例として、消費者が何もなかったことで契約したこととみなす条項(注文していない商品とともに定期購入の注文書が送りつけられ、連絡しない場合は定期購入になるとする契約条

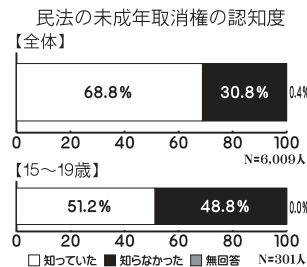
項など)が、条文中で示された。ただし、従来から定期購入しているものを自動更新する場合などは対象外で、民法の信義誠実の原則(信義に従って誠実に行う)に反するかどうかで判断される。

この調査は、改正法が施行される前の調査だが、改正法はすでに昨年6月3日に公布されていた。にもかかわらず、2001年に導入された契約取消権があることすら、半数の人にしか知られていない。年代別にみると、10歳代の認知度は47.5%で、80歳以上の39.6%に次いで低くなっている。不当条項が無効になることを知っていた人は10歳代では、21.3%にすぎないが、それでも平均を上回っていた。

消費者契約法の改正の検討では、事業者団体の代表が賛同しなければ実現しない状況が続いている。6月3日施行の改正法に盛り込めなかった残された論点について、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会で継続して検討されているが、認知度を高める上でも、一般消費者を巻き込んで分かりやすい議論をすることが本来は求められる。

民法の未成年取消権 親世代の認知度7割超

「未成年者が契約をするには、原則として、保護者の同意が必要で、保護者の同意なく結ばれた契約は、取り消



設問は、「未成年者が契約をするには、原則として、保護者の同意が必要で、保護者の同意なく結ばれた契約は、取り消すことができること」を知っているか。

不当条項の無効 認知度2割 未成年取消権、10代の認知度5割

この調査は昨年11月、15歳以上の1万人を対象に訪問留置方式で実施された。有効回答は6009人。

消費者契約について「事業者が事実と異なることを告げるなどの不適切な勧誘を行い、それによって消費者が誤認・困惑して契約した場合には、契約を取り消すことができること」を知っていると回答した人は、54.3%にとどまっていた。

「事業者の損害賠償責任をどのような場合でも一切免除するなどの消費者の利益を害する不当な契約条項は、無効となること」を知っていた人は、20.6%に過ぎなかった。

消費者契約法では、すべての消費者と事業者との契約で、①事業者が重要

事項について事実と異なることを告げた②必ずもうかるなど将来不確実なことを確実であると告げた③消費者の不利になることを故意に告げない(先に利益になる旨を告げているという要件あり)④帰ってくれと言ったにもかかわらず帰らない⑤帰りたいと言ったのに帰さない一場合に誤認・困惑して契約してしまった場合は、契約を取り消すことができる。

2017年6月3日からは改正消費者契約法が施行され、これに加えて、⑥その消費者に必要な量より著しく過量であることを事業者が知りながら、勧誘され契約した過量な契約は取り消すことができる規定が追加されている。①の重要事項の範囲も拡大された。



ずっと赤い。ずっとおいしい。毎日の食卓に鮮度を。

ヤマサ醤油株式会社 www.yamasa.com

鮮度生活

特選 丸大豆しょうゆ
特選 塩分控えめしょうゆ

たっぷり600ml。手軽に使える鮮度容器。開封後90日間鮮度キープ。



鮮度の一滴

超特選しょうゆ
減塩しょうゆ

鮮度に差がつくエアブロック弁。開封後180日間鮮度キープ。

